

## いじめ問題に取り組むための校内組織

### 『いじめ防止対策委員会』

委員長=校長 副委員長=教頭 主任=生活指導部長

委員=教務主任・人権教育担当・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・該当学年・生活指導支援員など

被害を受けた子ども・保護者の視点からの、いじめへの対処・救済ルートの確保を優先

児童・保護者・外部からの情報  
(訴え・相談・いじめアンケート・気づきなど)

教職員からの情報  
(児童の様子や表情の変化、遅刻欠席状況など)

学級担任などによる聞き取り

### いじめの疑いの認知

#### 『いじめ防止対策委員会』の設置 ※組織対応！！

- ① 情報の共有
- ② 今後の対応の方向性を決定
- ③ 役割分担・複数体制
- ④ 調査・実態解明
- ⑤ 被害児童への支援、加害児童への指導
- ⑥ 学級・学年での全体指導
- ⑦ 被害児童・加害児童の保護者への連絡・対応
- ⑧ 支援要請
- ⑨ 啓発・報告・経過観察

教職員全体への周知  
(職員会議・緊急招集)

学年・学級

(重大事案の場合)

#### <関係諸機関との連携> (必要に応じて速やかに報告)

- ・ 旭警察署 ← 教頭・生活指導部長
- ・ 教育委員会 ← 校長・教頭
- ・ こども相談センター ← 教頭・生活指導部長
- ・ 旭区役所 子育て支援室 ← 教頭・生活指導部長
- ・ 主任児童委員 ← 教頭・生活指導部長
- ・ その他関係諸機関 ← 教頭・生活指導部長